

重要給水施設管路耐震化事業

実施方針

【実施方針】

目 次

1 総則.....	1
2 本事業の概要.....	2
3 対象施設.....	4
4 応募者の構成及び事業スキーム.....	5
5 応募者の備えるべき応募資格.....	6
6 事業者の募集及び選定の手順及び日程.....	10
7 プロポーザル応募に関する留意事項.....	11
8 事業者の選定方法.....	13
9 契約に関する事項.....	15
10 契約の枠組み.....	16
11 対価の支払い.....	17
12 本組合と事業者の責任分担.....	18
13 実施方針及び要求水準書（案）の質問受付・回答及び資料の閲覧・貸出し.....	21
14 その他.....	23

1 総則

この実施方針は、燕・弥彦総合事務組合（以下「本組合」）が「重要給水施設管路耐震化事業」（以下「本事業」という。）を DB（Design Build）方式により実施するに当たり、本事業の概要を説明するとともに、本事業に係る事業者の募集及び選定に関する手順や考え方等を明らかにすることを目的とする。

実施方針で用いる用語を以下のとおり定義する。

- ① 「事業者」とは、本事業の受注者をいう。
- ② 「発注者」とは、燕・弥彦総合事務組合 管理者をいう。
- ③ 「応募者」とは、管材企業、建設企業、設計企業、地元企業で構成する企業をいう。
- ④ 「代表企業」とは、応募の主体となる企業をいう。
- ⑤ 「提案書類」とは、提案書及び見積書等をいう。
- ⑥ 「提案書」とは、応募者が見積り時に提出した提案書をいう。
- ⑦ 「管材企業」とは、管材を調達・供給する企業をいう。
- ⑧ 「建設企業」とは、工事を行う企業をいう。
- ⑨ 「設計企業」とは、設計を行う企業をいう。
- ⑩ 「地元企業」とは、工事を行う燕市または弥彦村に本社・本店を置く企業をいう。
- ⑪ 「本事業」とは、重要給水施設管路耐震化事業をいう。
- ⑫ 「年度」とは、4月1日から始まり翌年の3月31日に終了する一年をいう。
- ⑬ 「法令」とは、法律・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、その他公的機関の定める一切の規程・判断・措置等をいう。
- ⑭ 「確認」とは、事業者より提出された資料により、要求水準書や提案書等に適合しているかどうかを本組合が確かめることをいう。なお、確認できない場合は、本組合は、資料の修正若しくは、追加資料の提出を求めることができる。
- ⑮ 「承諾」とは、書面で申し出た必要な事項について、本組合が書面により同意することをいう。なお、承諾は事業者の責任による設計及び工事をあくまでも発注者の観点から承諾するものであり、承諾によって事業者の責務が免責又は軽減されるものではない。また、事業者は本組合の同意なくして、次の工程に進むことができない。
- ⑯ 「指示」とは、行為について指図することをいう。事業者は本組合の指示に従わなければならない。

2 本事業の概要

1) 事業の目的

本事業は、老朽化した配水管を整備することを目的とする。

2) 事業名称

重要給水施設管路耐震化事業

3) 事業箇所

燕市 一円

4) 事業主体

燕・弥彦総合事務組合 管理者

5) 事業方式

設計・施工一括発注方式（DB 方式）

6) 業務内容

ア) 調査・設計業務

- ① 調査業務
- ② 詳細設計業務（提案内容の精査、見直しを含む）
- ③ 設計に伴う各種申請等の補助業務（関係機関等との協議調整含む）

イ) 工事業務

- ① 工事業務（各種工事及び工事現場管理含む）
- ② 工事に伴う各種許認可等の申請業務（関係機関等との協議調整含む）
- ③ 通水準備業務
- ④ 家屋調査業務
- ⑤ 交付金申請書等作成業務（会計検査対応含む）
- ⑥ 設計図書及び工程の変更
- ⑦ 出来高精算業務

7) 事業期間

令和 10 年 3 月 31 日まで

※ただし、既設管の撤去工事以外は令和 9 年 3 月 31 日までに完了すること。

8) 事業スケジュール

事業のスケジュールは以下のとおり予定している。

- | | |
|----------------|--------------------------------------|
| ア) 基本協定の締結 | 令和 7 年 3 月 |
| イ) 設計業務委託契約の締結 | 令和 7 年 4 月 |
| ウ) 建設工事請負契約の締結 | 令和 7 年 4 月 |
| エ) 設計・工事期間 | 契約締結日から令和 10 年 3 月
(事業者提案により短縮可能) |

※令和 7 年 4 月時点の建設工事請負契約は提案価格により締結する。

※設計業務が工区毎に完了した段階で工区毎の工事内容を確定し、工事に着手することができるものとする。設計業務が全部完了した段階で、建設工事請負契約の変更契約を行う。

9) 募集要項等への反映

実施方針公表後における事業者からの質問・意見を踏まえ実施方針に変更が生じる場合は、募集要項等に反映させる。

3 対象施設

本事業の対象施設の概要は以下に示すとおりとする。

	吉田ルート		燕ルート	
更新ルート概要図				
口径・延長	口径 mm	延長 m	口径 mm	延長 m
	250	3,070	250	968
	400	1,372	400	0
	総延長	4,442	総延長	968
特殊横断箇所	JR 横断	3 箇所	JR 横断	0 箇所
	国道横断	2 箇所	国道横断	1 箇所
	県道横断	3 箇所	県道横断	0 箇所
	水路横断	7 箇所	水路横断	3 箇所

※数量は基本設計段階における概算値であり、本事業で実施する設計・工事業務において確定する。

※図上に明示している工区は基本設計段階の設定であり、工区設定は事業者提案とする。

4 応募者の構成及び事業スキーム

1) 応募者の構成

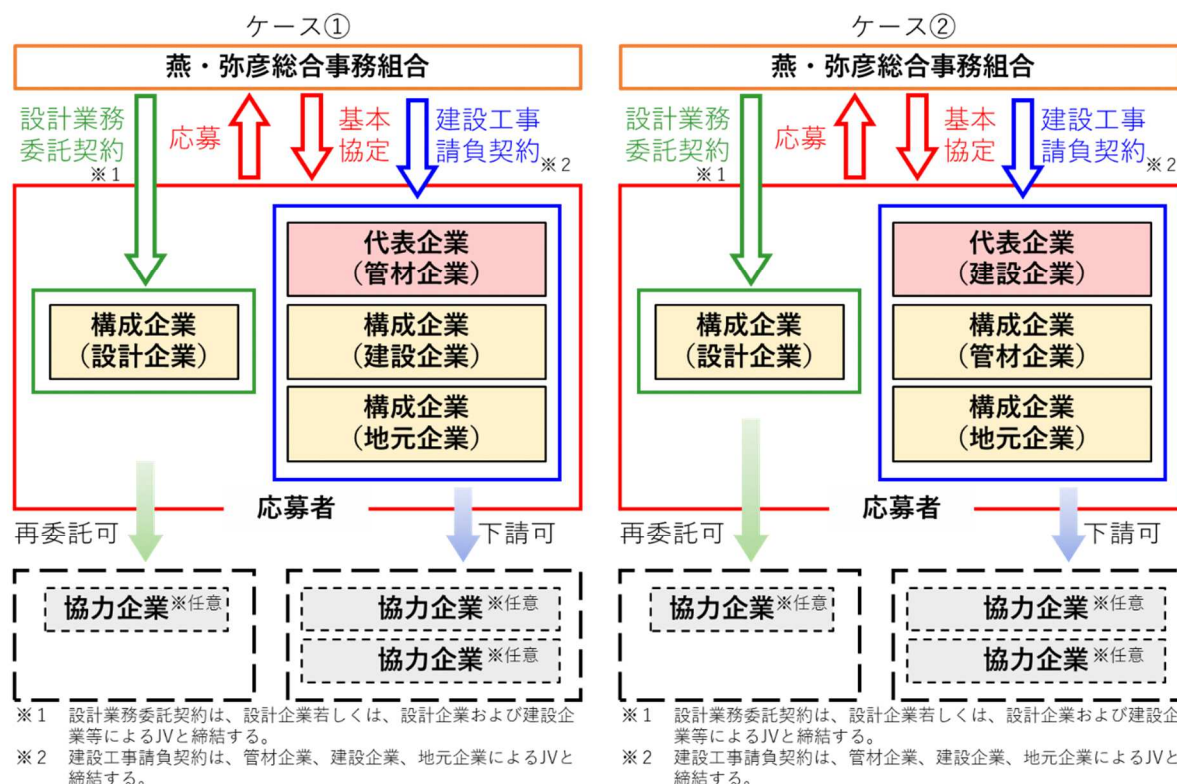
- ア) 応募者は、設計企業、管材企業、建設企業及び地元企業を含むものを基本とする。
- イ) 設計企業、地元企業はそれぞれ一企業とすることも、複数企業の共同とすることも可能とするが、同一企業が設計企業、地元企業を兼ねることはできない。なお、応募者の構成員は他の応募者の構成員となることはできない。
- ウ) 構成員から協力企業への再委託、下請を可とする。地元企業の育成及び地域経済への貢献の観点から、可能な限り地元企業を活用するように配慮するものとし、地元企業を少なくとも構成員に一企業を配置すること。
- エ) 各企業に必要な資格要件は、5 応募者の備えるべき応募資格による。

2) 事業スキーム

本事業における応募者の構成に関する想定ケースは下表に示すとおりである。また、各ケースに対する事業スキーム例は、下図に示すとおりとする。

想定する ケース	応募者				協力企業
	設計	管材	建設	地元	地元
①	○	◎	○	○	任意
②	○	○	◎	○	任意

◎：代表企業 ○：構成企業



5 応募者の備えるべき応募資格

1) 応募者の応募資格要件

- ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ) 本事業に係る応募資格審査書類の提出期限の最終日(以下、「応募資格要件確認基準日」という。)から基本協定締結日までの間において、法令等に基づく営業停止等の措置を受けていないこと。
- ウ) 本事業に係る応募資格要件確認基準日から基本協定締結までの間において、新潟県、本組合から指名停止の措置を受けていないこと。
- エ) 直近1年間に事業税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- オ) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者、若しくはその他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- カ) 燕市の暴力団排除条例第2条1号に規定する暴力団、同条2号に規定する暴力団員又は同条3号に規定する暴力団員等と関係を有しないこと。

2) 代表企業に必要な資格要件

- ア) 代表企業は、管材企業又は建設企業とし、代表企業がプロポーザル参加資格の申請及び応募手続きを行う。
- イ) 代表企業は、統括責任者、監理技術者及び現場代理人を配置すること。
- ウ) 統括責任者は、設計から工事に係る事業全体の業務を総合的に調整・管理できること。
- エ) 統括責任者は、本組合との統括的な連絡窓口となるが、現場常駐義務はなく、設計・工事期間における事業進捗に応じて、本組合の承諾を得た上で、主な連絡窓口を別に定めてもよい。なお、統括責任者は監理技術者を兼ねることができる。
- オ) 管材企業が代表企業となる場合にあっては、統括責任者は、5 3)ウ)の要件を満たすものでなければならない。
- カ) 建設企業が代表企業となる場合にあっては、統括責任者は、5 4)ウ)の要件を満たすものでなければならない。

3) 管材企業に必要な資格要件

管材企業は次のア)からエ)までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- ア) 国内で水道用ダクタイル鋳鉄管(直管類)を製造している企業であること。なお、グループ企業に国内で水道用ダクタイル鋳鉄管(直管類)を製造している企業がある場合も可能とする。
- イ) 本組合の令和5・6年度有資格業者登録名簿(以下、「有資格業者名簿」という。)の「建

設工事」において土木一式工事又は管工事に登録されていること。

- ウ) 次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を本事業現場に専任で配置できること。なお、応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。

- ① 1級土木施工管理技士若しくは1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

＊同等以上の資格を有する者とは、次の者をいう。

- a 1級建設機械施工技士
- b 建設業法第15条第2号ロ又はハに該当する者
- c 技術士法による第2次試験のうち、技術部門を「建設部門」、「農業部門」（選択科目を「農業土木」に限る）「森林部門」（選択科目を「森林土木」に限る）「水産部門」（選択科目を「水産土木」に限る）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」に限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

- ② 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証（土木工事）」及び「監理技術者講習修了証」を有すること。

- エ) 上記ウ) に掲げる者のほか、本業務を行うにあたって必要な人員及び資機材等を確保することができること。

4) 建設企業に必要な資格要件

建設企業は次の（ア）から（キ）までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- ア) 建設業法の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- イ) 有資格業者名簿の「建設工事」において土木一式工事又は管工事に登録されていること。
- ウ) 次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を本事業現場に専任で配置できること。なお、応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。

- ① 1級土木施工管理技士若しくは1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

＊同等以上の資格を有する者とは、次の者をいう。

- a 1級建設機械施工技士
- b 建設業法第15条第2号ロ又はハに該当する者
- c 技術士法による第2次試験のうち、技術部門を「建設部門」、「農業部門」（選択科目を「農業土木」に限る）「森林部門」（選択科目を「森林土木」に限る）「水産部門」（選択科目を「水産土木」に限る）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」に限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

- ② 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証（土木工事）」及び「監理技術者講習修了証」を有すること。
- エ） 本事業の施工にあたって、上記（ウ）に掲げる者のほか、建設業法第 26 条に規定する技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。
- オ） 募集要項の公表日現在、新潟県内に建設業法第 3 条の規定による建設業の許可に基づく主たる営業所（本社・本店に限る）を有すること。
- カ） 建設業法施行規則第 27 条の 23 に規定する経営事項審査について、応募資格審査書類の受付を行う日から起算して 1 年 7 ヶ月以内に受審していること。また、総合評定通知書の総合評定値（P 点）が土木一式工事については 1,100 点以上、管工事については 1,100 点以上のいずれかを満たす者であること。
- キ） 平成 17 年度から応募資格要件確認基準日までの間に、地方公共団体が発注する水道事業又は工業用水道事業における口径 400mm 以上の送水管又は配水管の布設工事の元請としての完成実績があること。
- 5) 設計企業に必要な資格要件
- 設計企業は次のア）からカ）までの要件をすべて満たす者でなければならない。
- ア） 建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条の規定に基づく登録（登録部門は「上水道及び工業用水道」に限る）を受けているものであること。
- イ） 有資格業者名簿において測量及び建設コンサルタント等業務の「建設コンサルタント等業務」のうち「上水道及び工業用水道」に登録されていること。
- ウ） 次の要件を満たす者を管理技術者及び照査技術者として配置できること。なお、管理技術者及び照査技術者の兼務は認めない。
- ① 管理技術者にあつては、技術士法による第 2 次試験のうち、技術部門を「上下水道部門」（選択科目を「上水道及び工業用水道」に限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
- ② 照査技術者にあつては、技術士法による第 2 次試験のうち、技術部門を「上下水道部門」（選択科目を「上水道及び工業用水道」に限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
- ③ 応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。
- エ） 上記ウ）に掲げる者のほか、本業務を行うにあたって必要な人員及び資機材等を確保することができること。
- オ） 平成 17 年度から応募資格要件確認基準日までの間に、地方公共団体が発注する水道事業又は工業用水道事業における口径 400mm 以上の送水管又は配水管の詳細設計の業務完了実績を有する者であること。
- カ） 新潟県内に本社、支社又は営業所等が所在していること。

6) 地元企業に必要な資格要件

地元企業は次のア) からウ) までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- ア) 有資格業者名簿の「建設工事」において土木一式工事又は管工事に登録されていること。
- イ) 国家資格等を有する主任技術者を専任で配置できること。なお、応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。
- ウ) 燕市内または弥彦村に建設業法第3条の規定による建設業の許可に基づく主たる営業所（本社・本店に限る）を有すること。

7) 応募者の制限

以下のいずれかに該当する者は、応募者となることはできない。

- ア) 重要給水施設管路耐震化事業に係る事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の審査委員と資本面又は人事面において関連がある者。
 - イ) 本事業のアドバイザー業務に関わっている者と資本面又は人事面において関連がある者。「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の20を超える議決権を有し又はその出資の総額の100分の20を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。
- なお、本事業のアドバイザー業務に関わっている者は以下のとおりである。

- ・株式会社 NJS
- ・西村あさひ法律事務所・外国法共同事業

8) 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者の代表企業及び構成企業が、応募資格要件確認基準日の翌日から事業者決定日まで
の間、5 応募者の備えるべき応募資格に記載されている資格要件を喪失した場合は、以下の取扱いとする。

ア) 代表企業が資格要件を喪失した場合

代表企業が資格要件を喪失した場合、当該応募者を失格とする。

イ) 構成企業が資格要件を喪失した場合

代表企業以外の構成企業が資格要件を喪失した場合、当該資格要件を喪失した構成企業を除外し、当該構成企業が請負、又は受託する予定であった業務について、新たに本組合へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を認める。

6 事業者の募集及び選定の手順及び日程

本事業に係る事業者の募集及び選定にあたっては、次の手順及び日程で行うことを予定している（日程は都合により変更する場合がある）。

実施事項	日 程
実施方針及び要求水準書（案）の公表	令和6年9月3日（火）
実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見等の受付（締切）	令和6年9月17日（火）
実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見等への回答公表	令和6年10月1日（火）
プロポーザル公告（募集要項、要求水準書、事業者選定基準、様式集、基本協定書（案）、設計業務委託契約書（案）及び建設工事請負契約書（案）を以下「募集要項等」という。）の公表	令和6年10月中旬
募集要項等に関する質問の受付（締切）	令和6年10月下旬
募集要項等に関する質問への回答公表	令和6年11月下旬
参加表明書等の受付（締切）	令和6年12月上旬
参加資格確認結果の通知	令和6年12月中旬
提案書類の受付（締切）	令和7年1月中旬
プレゼンテーションの実施及び参加者へのヒアリング	令和7年2月中旬
事業者の選定	令和7年2月中旬
基本協定の締結	令和7年3月上旬
設計業務委託契約の締結	令和7年4月中旬
建設工事請負契約の締結	令和7年4月中旬

7 プロポーザル応募に関する留意事項

1) 募集要項の承諾

応募者は提案書類の提出をもって、募集要項及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

2) 費用負担

プロポーザル応募に際し、応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

3) プロポーザル応募において使用する言語・通貨単位及び時刻

プロポーザル応募において使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4) 著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、本組合が本事業の公表及び本組合が必要と認める時には、事業提案の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、事業者に決定した者以外の応募者提案については、本事業の公表以外には原則的に使用しない。

ただし、本組合に提出された資料は、本組合情報公開条例に基づき、公開することができる。

5) 募集要項の承諾

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている材料、工法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

6) 提出書類の取扱い

応募者から提出を受けた書類は返却しない。

7) 提示資料の取扱い

本組合が提示する資料は、プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

8) プロポーザル応募無効に関する事項

以下のいずれかに該当する提案書は、無効とする。

ア) 募集要項に示した応募者の備えるべき応募資格のない者の提出した書類

イ) 事業名及び見積金額のない書類

ウ) 代表企業名、構成企業名及び押印のない又は不明瞭な書類

エ) 事業名に誤りのある書類

オ) 見積金額の記載が不明瞭な書類

カ) 見積金額を訂正した書類

キ) 一つの応募について同一の者がした二以上の提案を行った書類

ク) 提案書類の受付期間締切までに本組合担当窓口に到達しなかった書類

ケ) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した書類

コ) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に違反し、見積金額又はその他の

点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した書類

9) 応募者が1者のみであった場合の取扱い

本事業に対する応募者が1者のみであった場合は、「8 事業者の選定方法」に示す手順に基づき、応募者の審査を行い、最優秀提案者として選定することの可否を決定する。

10) 必要事項の通知

募集要項等に定めるもののほか、プロポーザルにあたっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

8 事業者の選定方法

1) 応募資格の審査

ア) 応募資格審査書類の審査

本組合は、本事業の応募者に求めた応募資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。

書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

イ) 応募資格要件の審査

本組合は、応募者が募集要項に記載した応募者が備えるべき応募資格要件を満たしていることを審査する。応募資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。

ウ) 応募資格審査結果の通知

本組合は、応募資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

2) 提案書類の確認

本組合は、応募者から提出された提案書類が全て揃っていることを確認する。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではないが、追加提出を求めるとともに技術評価に反映することもある。

3) 提案価格・基礎審査

ア) 提案価格審査

本組合は、応募者が提出した提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。見積上限価格を超えた場合は失格とする。また、価格が著しく低い提案者については、プレゼンテーション時において価格の妥当性等についてヒアリングを行う。

イ) 基礎審査

本組合は、提案価格が見積上限価格以内である応募者を対象として、要求水準内容の審査を実施する。提案内容が「要求水準書」に定めた要求水準を満たしているか否かを審査する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

ウ) 結果の通知

本組合は、提案価格及び基礎審査の結果を、応募者の代表企業へ通知するとともに、プレゼンテーションの日程を応募者に伝える。

4) 選定委員会

事業者の選定にあたり、本組合は選定委員会を設置する。選定委員会は、提案内容審査における事業者選定基準や募集要項の事業者選定に関する書類の検討を行うほか、事業者選定における以降に示す事項を実施する。

5) プレゼンテーションの実施

提案価格の審査及び基礎審査後、応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対し、ヒアリングを行う。

6) 提案内容の審査

応募者が提出した提案内容に対して、審査項目及び配点に基づき得点化を実施する。

詳細については、事業者選定基準の公表時に明らかにする。

7) 最優秀提案者等の選定

各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。

また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案者に選定する。ただし、総合評価点が同点の場合は、技術評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。技術評価点も同点の場合は、技術評価点のうち、特定の項目で評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。特定の項目は、事業者選定基準の公表時に明らかにする。

これらも同点の場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。

8) 優先交渉権者の決定

本組合は、選定委員会より選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に、優秀提案者を次点交渉権者に決定する。ただし、本事業に対する応募者が1者のみであった場合は、7. 9)の規定により優先交渉権者のみを決定する。

9) 審査結果の通知及び公表

本組合は、選定委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、応募者に対して書面にて通知するとともに、本組合ホームページで公表する。優先交渉権者と次点交渉権者への書面通知には、優先交渉権者であること、次点交渉権者であることを明記する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

9 契約に関する事項

1) 契約の条件

優先交渉権者と本組合は、契約の締結に関する基本協定締結に際し、基本協定書（案）の内容について提案書類提出時に未定であったもの以外は変更しないものとし、速やかに合意、契約締結を行う。

本事業に係る翌年度以降の水道事業予算において、この契約に係る予算が措置されなかった場合には契約を行わない。この場合、プロポーザル応募に要したすべての費用について本組合に請求することができず、応募者の負担となる。

2) 契約の解除

優先交渉権者が5. 8)「応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い」に該当し、応募資格要件を喪失した場合は、本組合は優秀提案者として次点交渉権者に決定した応募者と契約交渉を行う。ただし、5. 8)イ)「構成企業が資格要件を喪失した場合」において、新たに本組合へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を本組合が認めた場合は、この限りではない。

10 契約の枠組み

1) 事業契約の概要

事業者は、はじめに、提案書類に示す設計額（提案設計価格）に基づき、設計業務委託契約を本組合と締結する。また、設計業務委託契約提案書類に示す工事額（提案工事価格）に基づき、建設工事請負契約を本組合と締結する。ただし、詳細設計期間中に不可抗力により発生した変更については、変更契約の対象とする。

詳細設計の全部又は一部の完成後、提案書類に示す工事額（提案工事価格）と見積上限価格との比率を踏まえた実施設計工事額に基づき、建設工事請負契約を本組合と変更契約する。

2) 対象者

契約の対象者は、以下のとおりとする。

基本協定	: 応募者
設計業務委託契約	: 設計企業若しくは、設計企業及び建設企業等による JV
建設工事請負契約	: 管材企業、建設企業、地元企業による JV

1 1 対価の支払い

1) 費用の構成

費用の構成は以下に示すとおりである。

項 目		該当する業務	備 考
設計	調査費	調査業務	
	設計費	詳細設計業務	
		各種申請等の補助業務	
工事	工事費	工事業務	
		各種許認可等の申請業務	
		通水準備業務	
		家屋調査業務	
		交付金申請書等作成業務	
		設計図書及び工程の変更	
		出来高精算業務	

2) 費用の調達

設計・工事等に要する費用は、本組合が調達するものとする。

3) 費用の支払方法

設計・工事等に要する費用は、各年度の出来高に応じて支払う。

4) 物価変動による工事費の変更

ア) 各種契約書に基づき協議するものとする。

イ) 事業期間内に法令等の制定又は改廃によりスライド額の基準が変更となった場合、本組合と事業者が協議して対応を定めるものとする。

5) 建設工事で予定している財源内訳

ア) 財源の構成

建設工事の財源は次のとおりである。

$$\text{『事業費＝自己資金＋企業債＋交付金』}$$

イ) 財源の内訳

事業費から自己資金及び交付金を除いた残りは全て企業債とする。

1 2 本組合と事業者の責任分担

1) 基本的な考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、本組合がそのすべて又は一部を負うこととする。

2) 予想されるリスクと責任分担

本事業で予想されるリスクについて、本組合と事業者の分担概略を次表に示す。なお、詳細については、今後公表予定の設計業務委託契約書（案）及び建設工事請負契約書（案）に規定することとし、最終的に設計業務委託契約書及び建設工事請負契約書で明文化する。

【負担者】○：主負担、△：従負担

段階	リスクの種類		リスクの内容	リスクの負担者	
				発注者	事業者
共通	入札・契約	入札手続き	1) 募集要項、入札手続き等の誤り・内容の変更によるもの	○	
		契約	2) 発注者の帰責事由による契約締結の遅延、中止	○	
			3) 事業者の帰責事由による契約締結の遅延、中止		○
	制度関連	法令変更約	4) 本事業に直接の影響を及ぼす法制度・許認可の新設・変更によるもの	○	
			5) 上記以外の法制度・許認可の新設・変更によるもの		○
		政治	6) 事業予算、債務負担行為、契約締結等の議決に関するもの	○	
			7) 事業の中断・変更に関するもの	○	
		行政指導	8) 事業者の帰責事由による行政指導に伴う事業の変更・遅延に関するもの		○
			9) 上記以外の事由による行政指導に伴う事業の変更・遅延に関するもの	○	
		税制変更	10) 法人事業税、法人住民税等の事業者の利益に関する税制度の新設・変更によるもの		○
			11) その他、消費税等の本事業に直接の影響を及ぼす税制度の新設・変更によるもの	○	
	社会	第三者賠償	12) 事業者の帰責事由による第三者賠償等に関するもの		○
			13) 上記以外の事由による第三者賠償等に関するもの	○	
		住民対応	14) 本事業の実施そのものに関する地元合意形成等に関するもの	○	
			15) 事業者が行う業務(調査・設計・工事)に関する地元合意形成に関するもの		○
		環境	16) 事業者の提案内容、業務に起因する環境問題に関するもの		○
	業務	17) 上記以外の事由による環境問題に関するもの		○	
		事業者の発注する業務	18) 事業者が発注する契約の管理・内容変更等に関するもの		○
	安全	想定外業務	19) 第三者の加害行為(破壊、盗難、強盗、汚損、毒物混入、放火等)により、事業変更・事業継続が困難となる場合	○	△※1
		事故災害	20) 事業者の帰責事由による事故災害に関するもの		○
			21) 上記以外の事由による事故災害に関するもの	○	
	労務	安全確保	22) 事業者が行う業務(調査・設計・工事)における安全性の確保		○
		ハラスメント行為	23) 事業者の対応不備による賠償請求、企業イメージの低下		○
		不正犯罪	24) 事業者の従業員の不誠実行為等による業務停止、契約解除		○
		情報漏洩	25) 事業者の従業員による情報の漏洩		○
	資金	物価変動	26) 発注者の帰責事由による事業者の従業員個人情報の漏洩	○	
			27) 本事業に係るインフレ・デフレ(物価変動)に関する費用の増減	○	△※2
		保険	28) 事業者が行う業務(調査・設計・工事)の各段階のリスクをカバーする保険に関するもの		○
	変更・中断	起債	29) 起債に関するもの	○	
		計画変更	30) 発注者の帰責事由による事業内容・用途の変更に関するもの	○	
			31) 発注者の帰責事由による事業の中断に関するもの	○	
		事業の中断	32) 事業者の帰責事由による事業の中断に関するもの(事業者の経営破綻又は事業者の提供するサービス水準が一定のレベルを下回った場合)		○
			33) 事業者の帰責事由による契約不履行に関するもの		○
		契約不履行	34) 上記以外の事由による契約不履行に関するもの	○	
		不可抗力	35) 本事業に係る戦争、暴動、天災(風水害、地震、噴火等)他、発注者及び事業者の双方の責めに帰すことのできない事由等	○	△※2

※1 事業者の善管注意義務違反や業務不履行等によるもの

※2 一定の割合を超える費用負担は発注者、それ以外は事業者が負担とし、その割合は各契約書(案)において定める

【負担者】○：主負担、△：従負担

段階	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担	
			発注者	事業者
調査・設計	調査	1) 発注者が実施した測量・地質等調査に関するもの	○	
		2) 埋蔵文化財の存在に関するもの	○	
		3) 事業者が実施した測量・地質等調査に関するもの		○
	設計	4) 発注者の帰責事由(提示条件や配管ルート等の大幅な変更等)による本施設の設計等の完了遅延・設計費の増大	○	
		5) 地元合意形成の不備における大幅な設計変更による完了遅延・設計費の増大	○	
		6) 事業者の帰責事由(提案の不備、事業者の事由による履行遅れ、設計不備等)による本施設の設計等の完了遅延・設計費の増大		○
工事	用地	7) 本施設の建設に要する資材置き場、仮設道路等の確保に關すること		○
		8) 土壌汚染、現地で把握あるいは予見が不可能な地下埋設物に関するもの	○	
		9) 既存資料及び現地で把握あるいは予見が可能な地下埋設物に関するもの		○
	工事遅延	10) 事業者の帰責事由による工事の遅延		○
		11) 上記以外の事由による工事の遅延(社会情勢による工事遅延も含む)	○	
	工事費増大	12) 事業者の帰責事由による工事費の増大		○
		13) 上記以外の事由による工事費の増大	○	
	工事監理・工事管理	14) 発注者が実施する工事監理に関するもの	○	
		15) 事業者が実施する工事監理に関するもの		○
		16) 工事の現場管理に関するもの		○
	引渡前損害	17) 施設、工事材料又は建設機械器具等について生じた不可抗力による施設の引渡前損害	○	△※1
		18) 上記以外の事由による引渡前損害		○
	施設の契約不適合責任	19) 施設の契約不適合が発見された場合(契約不適合責任期間中)		○※2

※1 一定の割合を超える費用負担は発注者、それ以外は事業者が負担とし、その割合は各種契約書(案)において定める

※2 契約不適合責任期間は各種契約書(案)において定める

1 3 実施方針及び要求水準書（案）の質問受付・回答及び資料の閲覧・貸出し

1) 質問の受付・回答

ア) 質問の受付

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問は以下のとおり受け付ける。

受付期間（締切）	令和6年9月17日（火）17時
受付方法	上記期間に、電子メールによる送信のみを受け付けるものとし、電話等による問い合わせには応じない。 なお、電子メール送信後、令和6年9月18日（火）12時まで に返信がない場合は、速やかに問い合わせ先に連絡すること。
質問書の様式	実施方針-様式1「実施方針及び要求水準書（案）に関する質問書」に記入のうえ、添付ファイル（Excel形式）として電子メールにて送信すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【実施方針及び要求水準書（案）に関する質問】とすること。
提出先及び電子メール到着確認に関する問い合わせ先	1 3. 3) に記載の担当窓口
注意事項	a. 質問者は、本事業に応募を検討する企業とする。

イ) 質問の回答

質問に対する回答については、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと本組合が認めたものを除き、下記要領にて公表する（電話や窓口等での直接回答は行わない）。

公表日（予定）	令和6年10月上旬
ホームページアドレス	https://www.tysogo.jp/suido/jigyousya/01.html

2) 質問の閲覧及び貸出し

基本設計資料等の閲覧及び貸出しを、以下のとおり行う。

閲覧及び貸出し期間	令和6年9月4日（水）から令和6年9月30日（月）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
申込書の様式	実施方針-様式2「資料閲覧・貸出申込書」に記入のうえ、添付ファイル（Word形式）として電子メールにて送信すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【資料閲覧・貸出申込】とすること。
閲覧場所及び提出先	1 3. 3) に記載の担当窓口

3) 問い合わせ、各書類提出先

問合せ等の窓口は、以下のとおりとする。

燕・弥彦総合事務組合水道局 施設課 工務係

T E L : 0256-64-7400

F A X : 0256-66-5156

電子メール : suido_shisetsu@city.tsubame.lg.jp

1 4 その他

- 1) その他詳細については、募集要項等で明らかにする。なお、募集要項等は、本組合ホームページにおいて公表する予定である。
- 2) 地下埋設物資料は、閲覧及び貸出しを行うため、本事業の応募者又は応募を予定している者は、本事業に関し、地下埋設物管理者等の第三者機関への問合せを行ってはならない。問合せの実施等が判明した場合、本事業への参加（構成企業、協力企業とも）を認めないこともある。
- 3) 公道内における現地確認を行う場合は、近隣住民、農業者等の第三者へ迷惑が掛からないように十分配慮すること。万が一、第三者との間でトラブルが生じたとしても、本組合はその責を負わない。